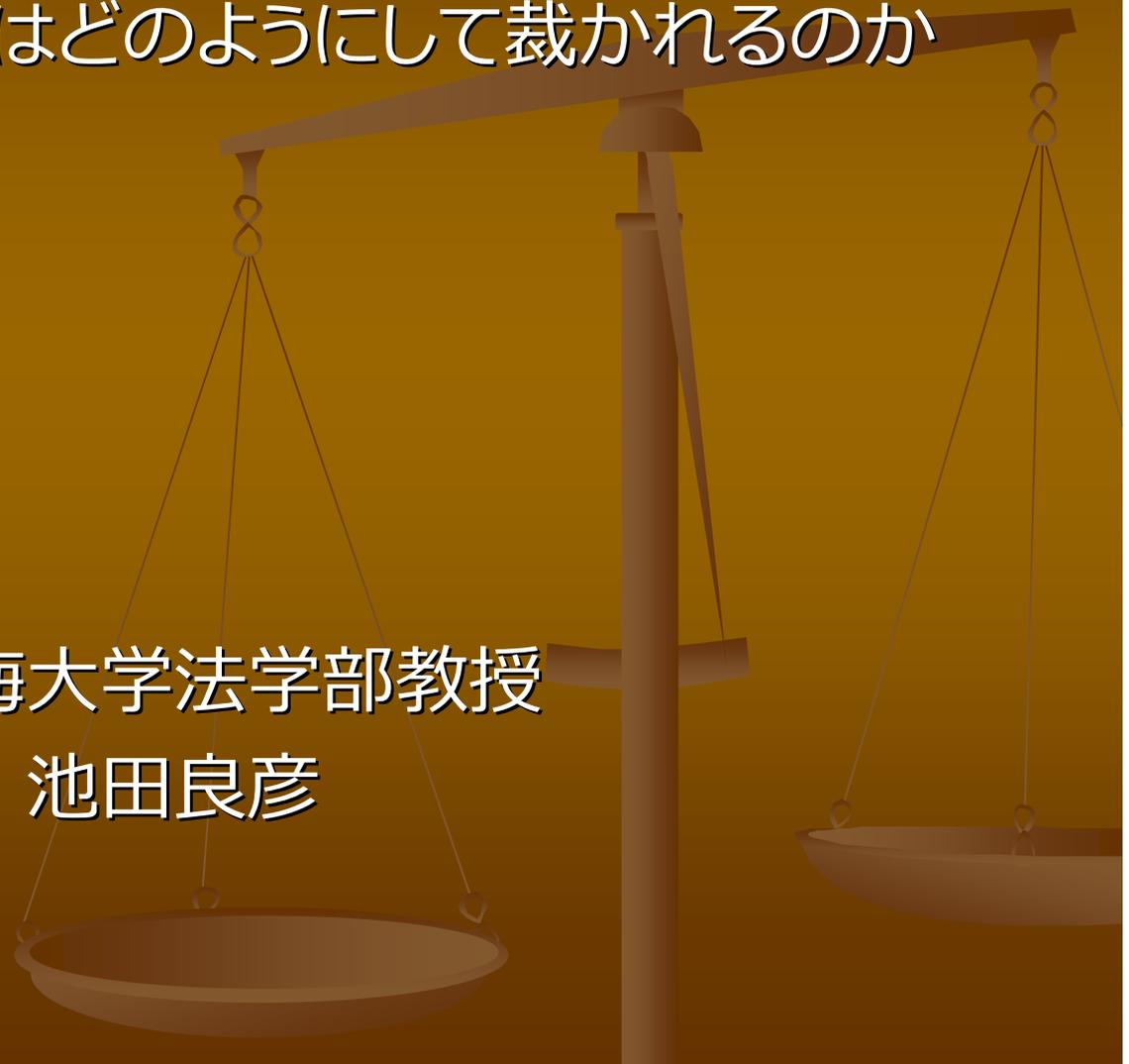


刑事過失責任が問われる根拠

『ヒューマンエラー』はどのようにして裁かれるのか

東海大学法学部教授
池田良彦



犯罪の成立要件

- 人間の行為(作為・不作為)を対象とする



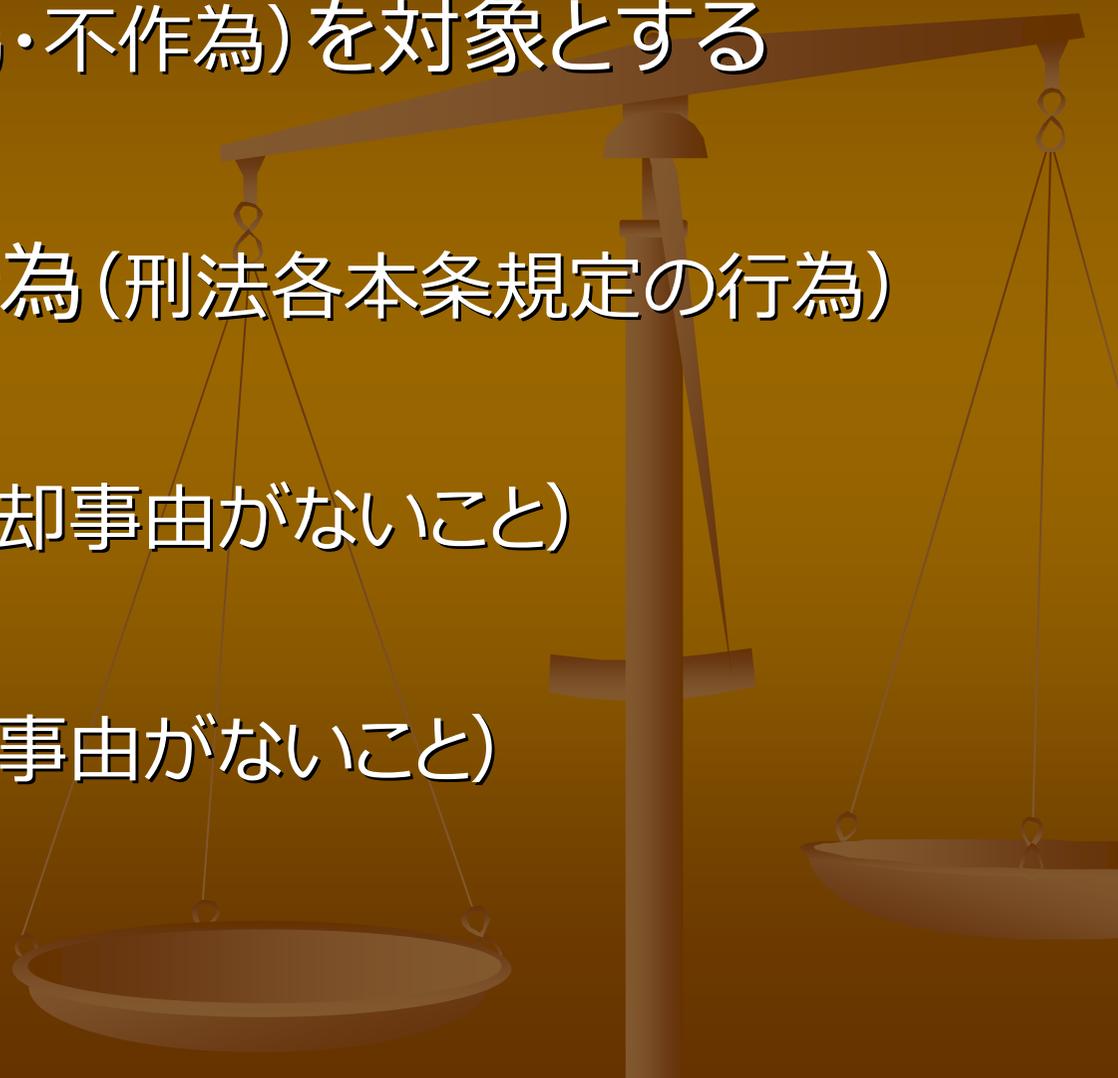
- 構成要件該当行為(刑法各本条規定の行為)



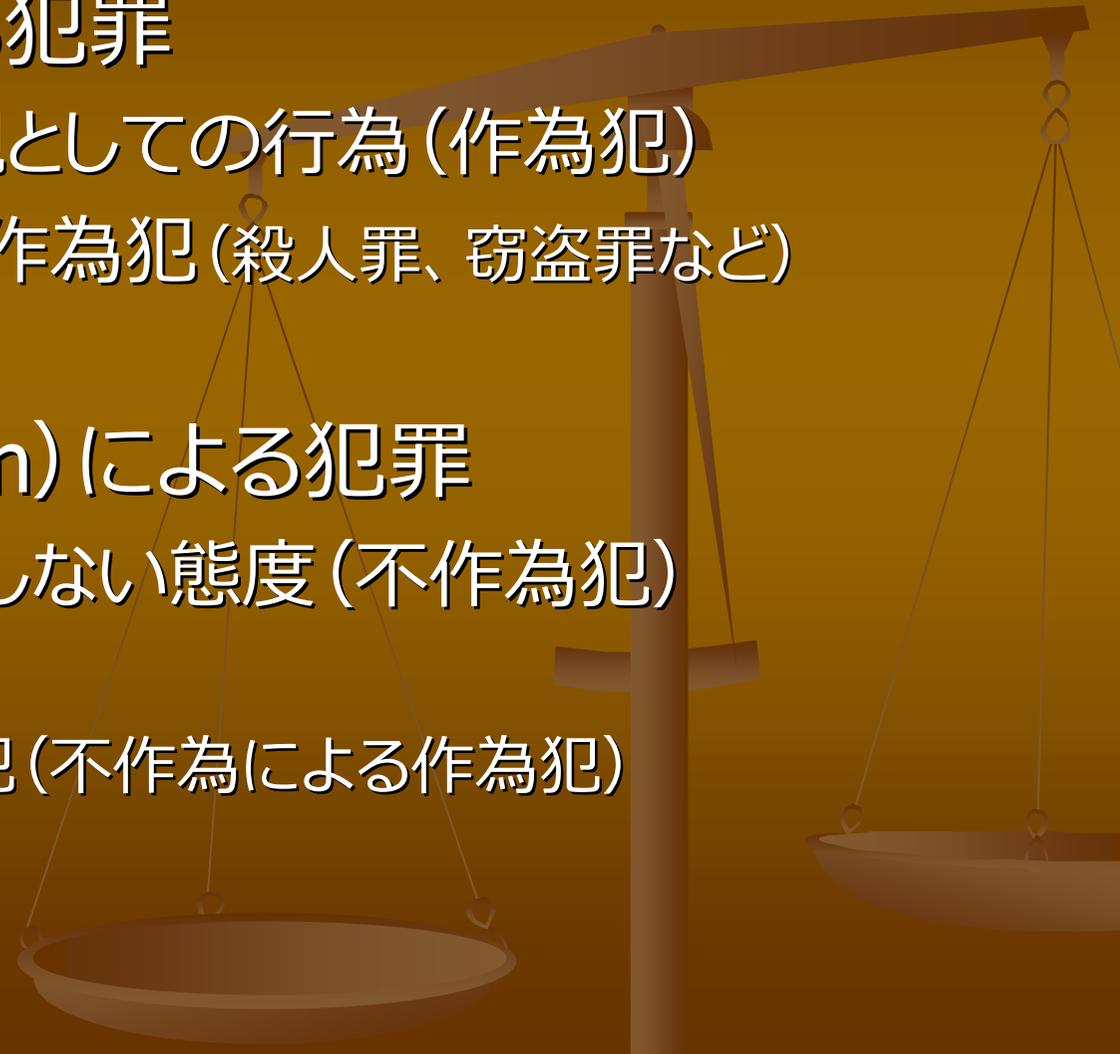
- 違法性(違法性阻却事由がないこと)



- 有責性(責任阻却事由がないこと)



刑法上の行為とは



- 作為 (act) による犯罪
 - 意思の外的表現としての行為 (作為犯)
 - 刑法犯の多くは作為犯 (殺人罪、窃盗罪など)
- 不作為 (omission) による犯罪
 - なすべき義務をしない態度 (不作為犯)
 - * 真性不作為犯
 - * 不真正不作為犯 (不作為による作為犯)

不作為による作為犯

- 真性不作為犯:

- * 保護責任者遺棄罪(刑法218条, 219条)

- * 不退去罪(刑法130条後段)

- 不真性不作為犯(不作為による作為犯):

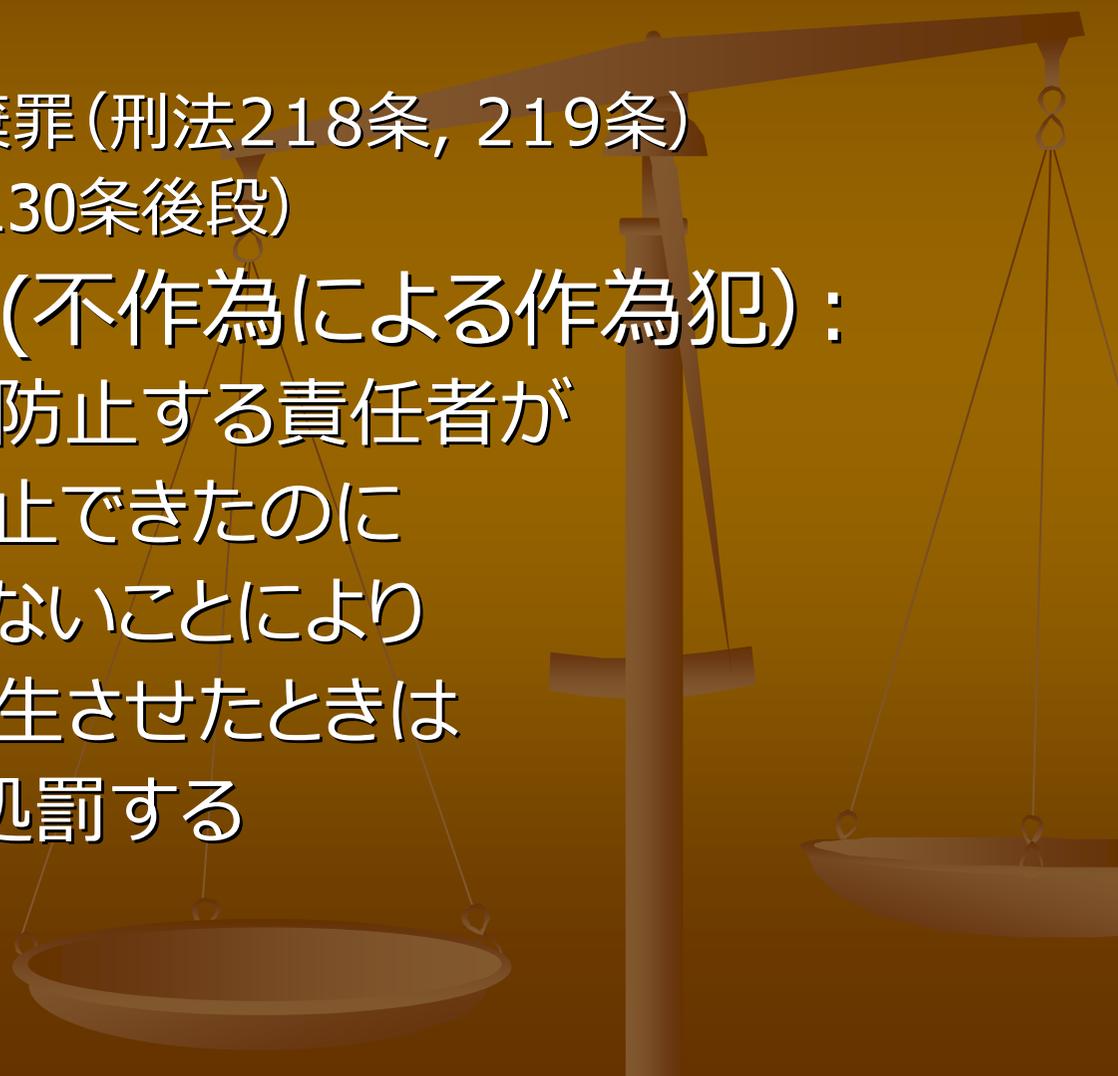
- ① 犯罪の発生を防止する責任者が

- ② その発生を防止できたのに

- ③ 殊更に防止しないことにより

- ④ 被害結果を発生させたときは

- ⑤ 作為犯として処罰する



構成要件該当行為 (Tb)

- 刑法典(明治41年10月1日施行)264か条から成る

第38条「罪を犯す意思がない行為は罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」

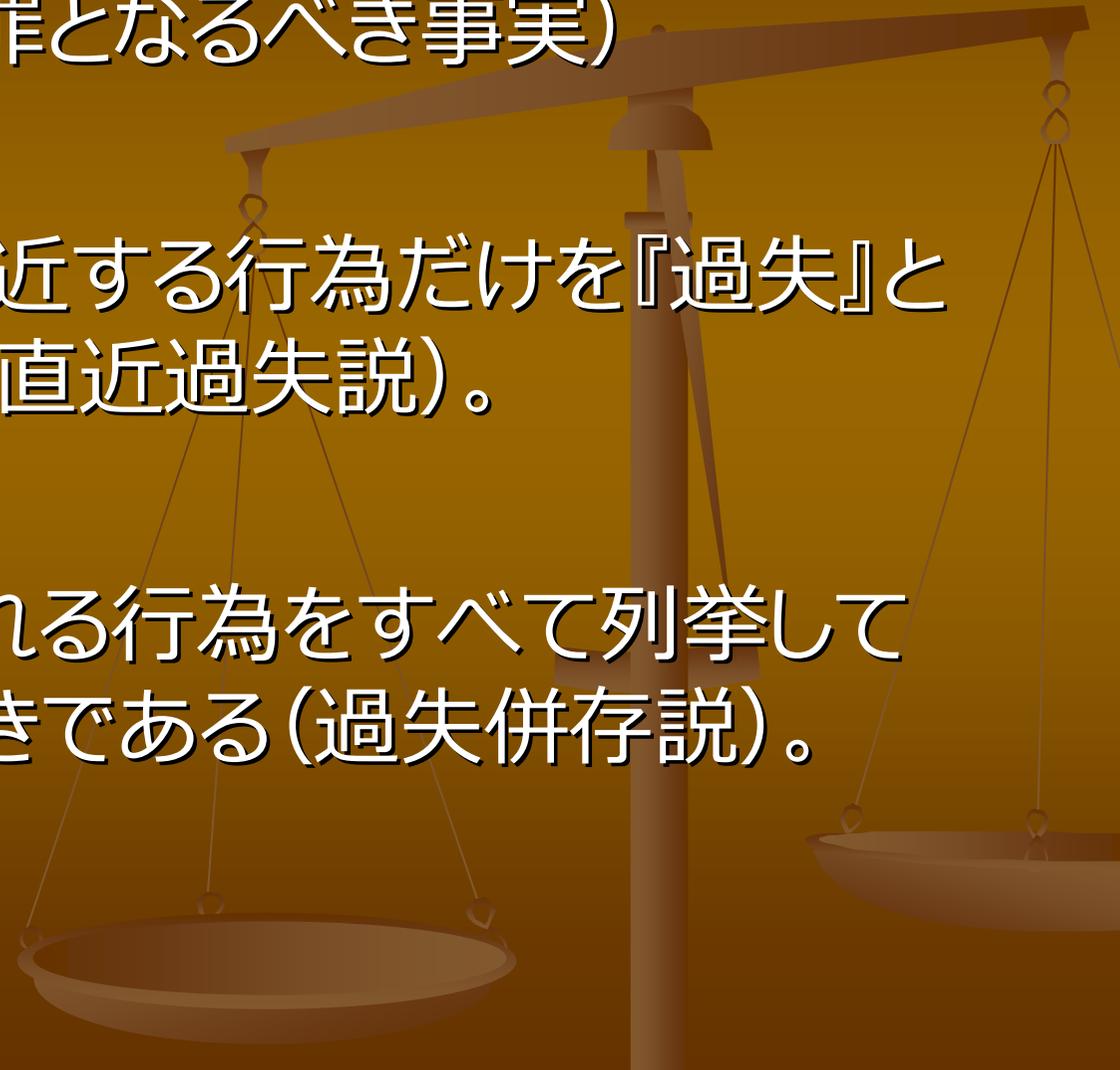
第209条「過失により人を傷害したものは30万円以下の罰金または科料に処する」(親告罪)

第210条『過失により人を死亡させた者は50万円以下の罰金に処する』

業務上過失致死傷罪

- 第211条①「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。
- ②『自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。』

過失犯成立の要件



- 過失犯の訴因(罪となるべき事実)

- * 結果発生に直近する行為だけを『過失』とするべきである(直近過失説)。

- * 不適切とみられる行為をすべて列挙して『過失』とするべきである(過失併存説)。

新しい過失行為

■ 管理者・監督者の過失

火災、ガス爆発、公害、食品・薬品公害、航空事故、海難事故などの領域において、現場の作業員や従業員ばかりでなく管理者や監督者の過失を問う判例が表れる。

* ホテル・ニュージャパン火災事故における社長と支配人の過失責任が問われた。

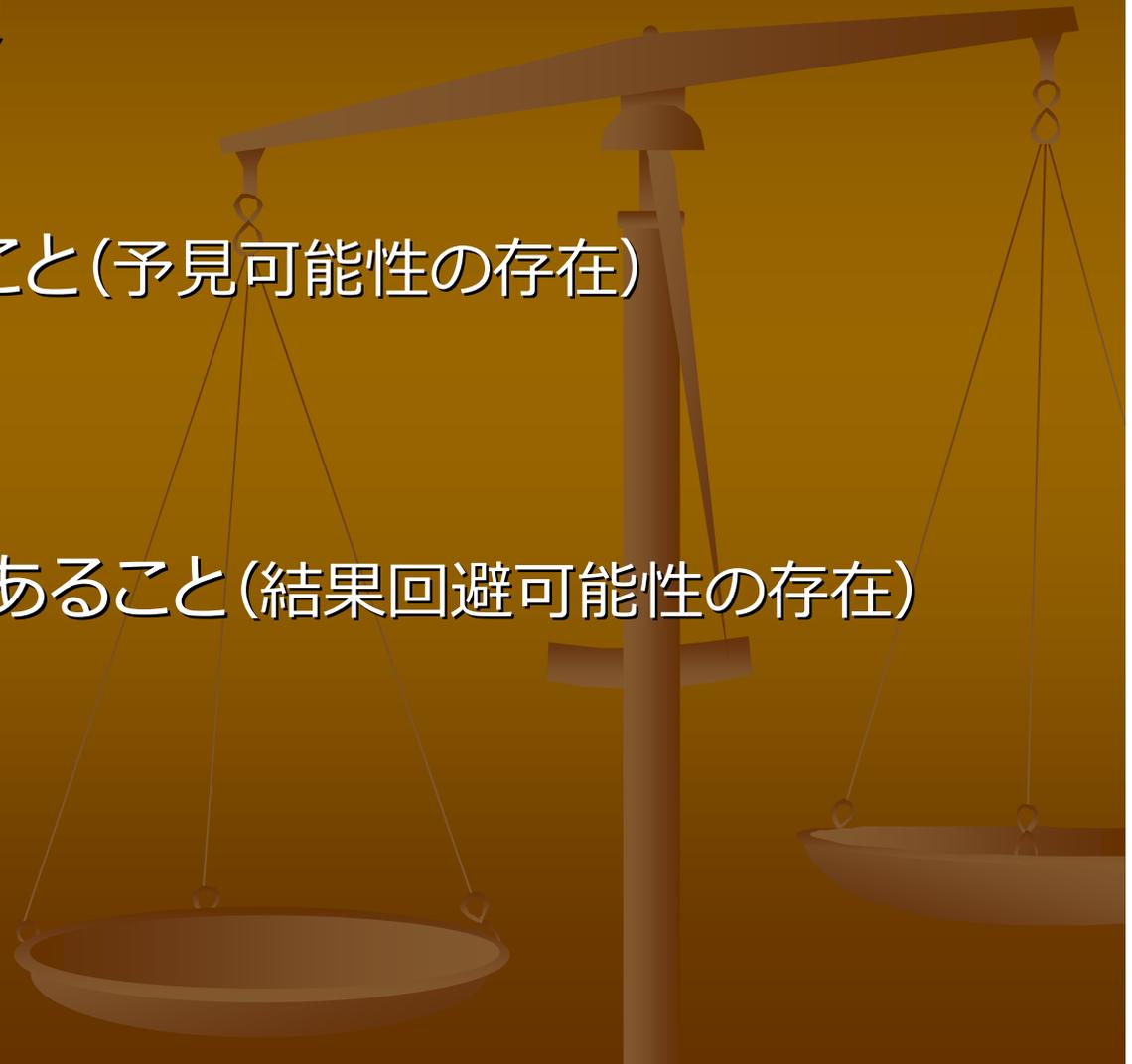
* HIV裁判で産(製薬会社歴代3社長)・官(厚生省課長)・医(担当医)の過失責任が争われた。

過失犯の成立要件

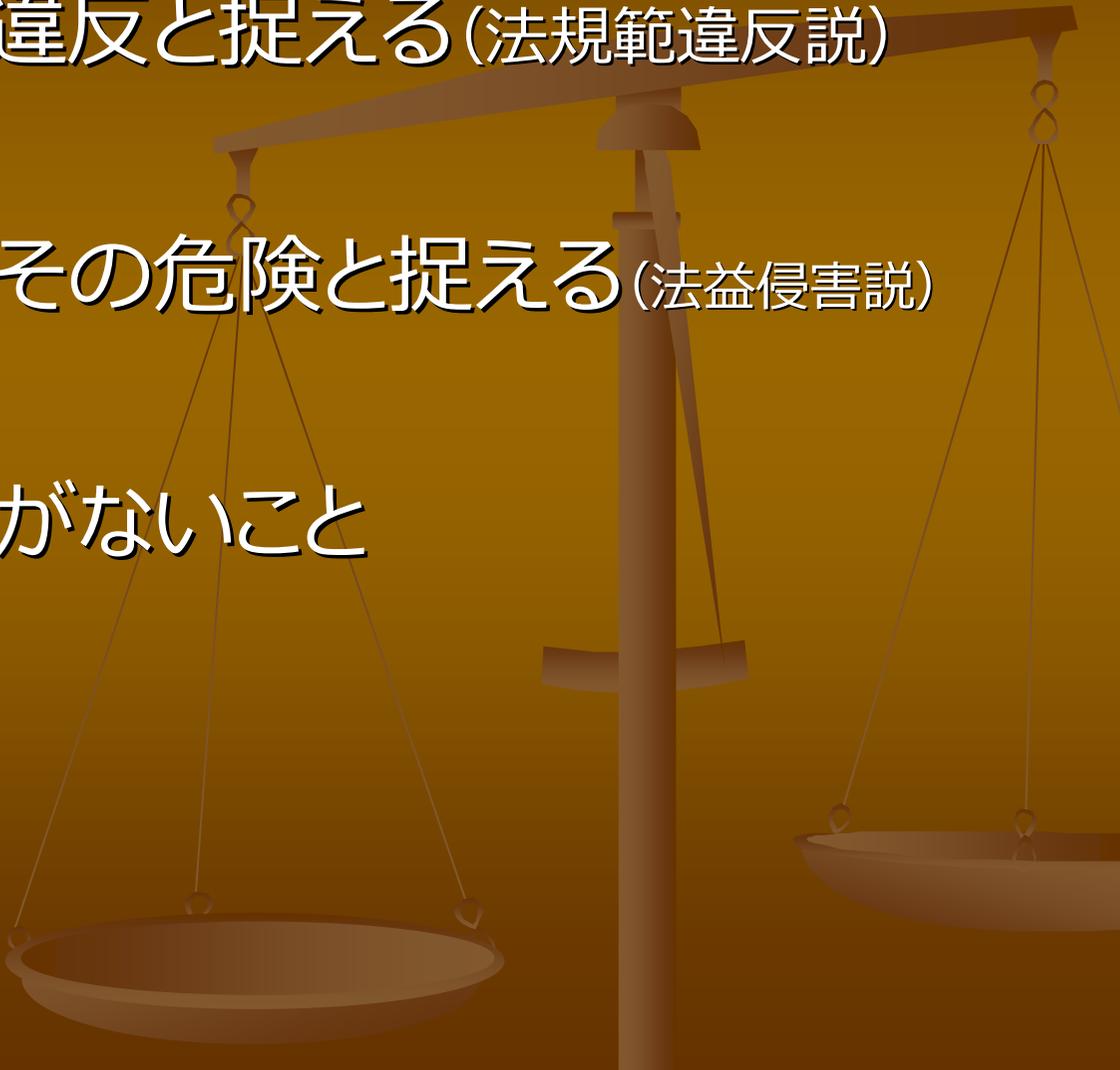
■ 注意義務の内容

* 予見義務があること(予見可能性の存在)

* 結果回避義務があること(結果回避可能性の存在)

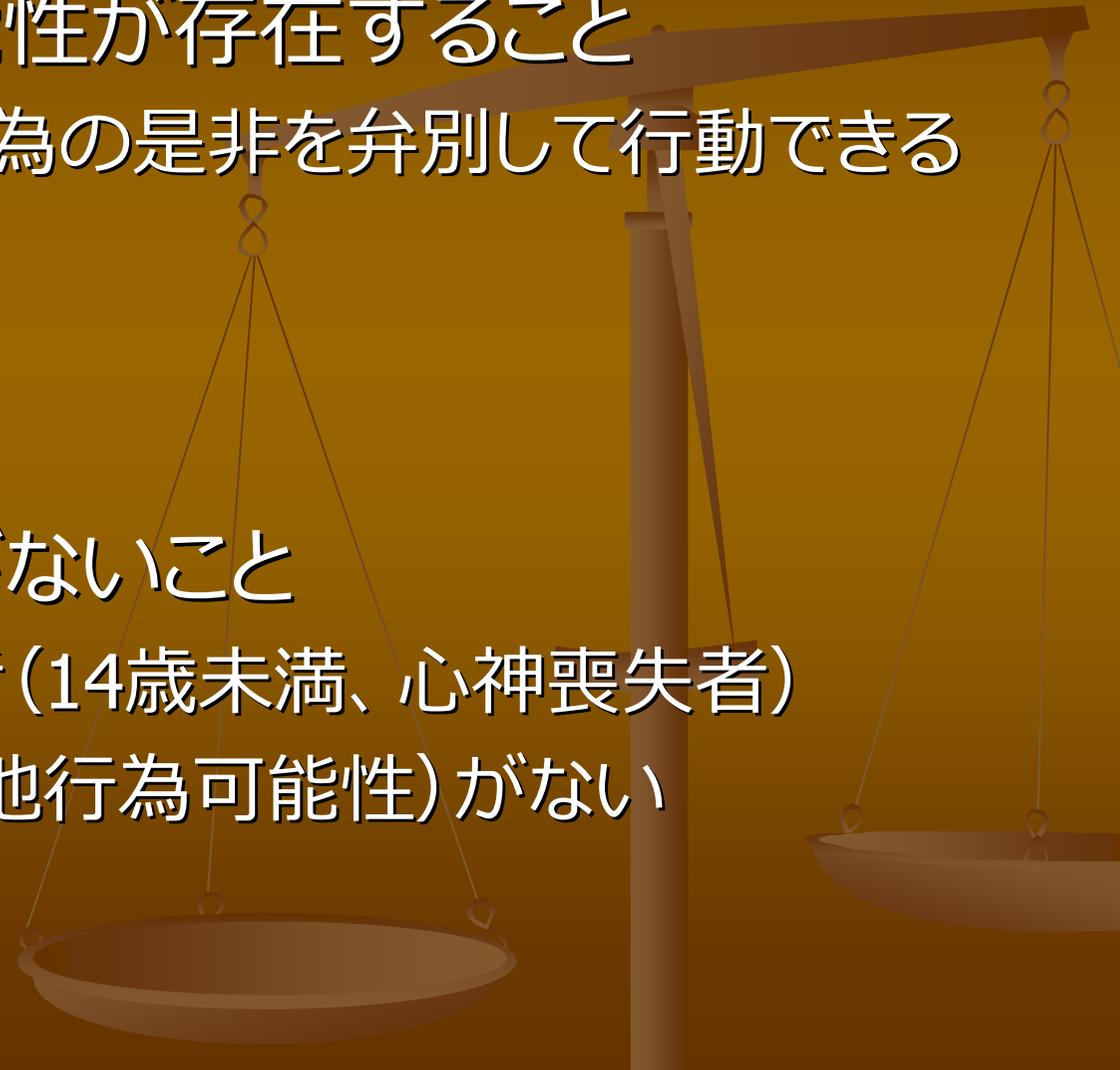


違法性 (Rw)



- 法規範 (法秩序) 違反と捉える (法規範違反説)
- 法益の侵害及びその危険と捉える (法益侵害説)
- 違法性阻却事由がないこと
 - ① 正当行為
 - ② 正当防衛
 - ③ 緊急避難

有責性 (S)



- 責任非難の可能性が存在すること
その前提として行為の是非を弁別して行動できる能力があること
- 責任阻却事由がないこと
 - ①責任無能力者(14歳未満、心神喪失者)
 - ②期待可能性(他行為可能性)がない